

一般財団法人安藤ハザマひとづくり財団 2020年度 若手建設技術社員・技能労働者育成助成金 募集要項

1. 助成主旨

専門工事会社が若手の技術社員や技能労働者の育成や定着のために行う活動の費用の全額または一部を補助します。

2. 助成対象

本助成の対象となる活動は、2020年4月から2021年3月までに実施された（または実施予定の）下記事例のような活動です。

- ①若手が早く一人前になるための教育計画の策定・実施
- ②若手の技術社員や技能労働者とのコミュニケーション改善活動
- ③その他上記「1. 助成主旨」に沿った活動

3. 応募資格

以下2つの要件を満たす法人とします。

- ①専門工事会社
 - ②本財団に結果の報告書を提出しホームページ等で公開されることが可能な法人
- ※本財団より過去に助成を受けたことがあっても対象となる活動が異なれば申し込めます。

※同一または類似の活動について、他の支援団体から助成金を受けることが確定している場合や予定がある場合は、申込書類にその旨を記載下さい。

4. 助成金額と助成期間

(1) 助成金額

助成金額は1件あたり上限100万円、助成件数は5件程度を予定しています。

※採択にあたり、本財団は予算の減額調整を行うことがあります。

(2) 助成期間

2020年4月から2021年3月まで

5. 助成金の使途

(1) 助成対象経費

本助成金の使途は、助成の対象となる活動を行うために直接要する費用と物品の購入費用とし、活動の目的と計画に照らして合理的な範囲とします。ただし、人件費は原則として助成金額の30%を超えないものとします。

(2) 助成対象外経費

以下の経費は助成金の使途として認められません。

- ・本助成活動と直接関わりのない経費
- ・活動拠点となる事業所の賃借料や水道光熱費
- ・事業所で恒常的に使用する什器備品等の購入費

(3) その他留意事項

- ・支出内容は記録に残し、当財団が指定する期日までに「収支決算報告書」を「成果（活動）報告書」に併せて提出してください。報告方法・様式については、後日対象者に通知します。
- ・助成金額に残余が生じた場合はご返却を願います。

6. 応募方法

(1) 申込書

①ホームページからダウンロードする場合

本財団ホームページ (<https://www.ad-hzm-zaidan.or.jp>) から申込書をダウンロードしてください。

②郵送をご希望の場合

『13. 応募先・お問い合わせ先』まで、「応募申込者の法人名・郵便番号・住所・電話番号・担当者名」をご連絡ください。事務局より申込書をお送りいたします。

(2) 応募方法

申込される方は、助成申込書に必要事項を記入し、以下の提出書類をデータで電子メールにてお送りください。電子メールでの提出が難しい場合には、『13. 応募先・お問い合わせ先』までご連絡の上、郵送にてご提出ください。

①提出書類

イ) 助成申込書（エクセルデータと PDF データ（印刷、押印、スキャンしたもの））

ロ) 活動の内容が分かる説明資料

（助成申込書以外に活動内容を説明する資料をご提出ください。）

ハ) 法人概要資料

- ・法人の概要（事業経歴書、実績を示す資料、代表者の略歴等）
- ・前期の決算資料及び事業報告書
- ・定款、謄本

ニ) 支出経費内訳の根拠資料（物品購入費の見積書や領収書等）

②留意事項

イ) 文字の大きさは 10 ポイント以上としてください。

ロ) 申込書用紙に記載の指示に沿わない申込書は受理できないことがあります。

ハ) 提出書類は返却いたしませんので、必要なものは複写するなどして控えをご準備ください。

ニ) 所定の提出書類に加え、更に詳しい資料等の提出をお願いすることがありますのでご協力いただけますようお願いいたします。

7. 募集期間

2020年10月21日から2021年1月8日まで（郵送の場合、当日消印有効）

8. 助成金の決定

- (1) 本財団の選考委員会において活動内容を選考の上、理事会において決定します。
- (2) 選考結果は電子メールにて2021年2月末日までに申込者宛に通知します。電子メールでの受取が難しい場合には郵送で通知します。
なお、審査の内容に関するお問い合わせには一切応じることは出来ません。

9. 助成金の支払時期と支払方法

(1) 支払時期

「成果（活動）報告書」及び「収支決算報告書」の内容を確認したのち

(2) 支払方法

指定銀行口座に振込

10. 活動成果の報告

- (1) 助成対象者は助成対象活動終了後、速やかに、本財団所定の書式に従って、「成果（活動）報告書」及び「収支決算報告書」を作成し、本財団まで提出してください。
- (2) ご提出頂いた「成果（活動）報告書」は情報公開の対象とさせて頂き、本財団のホームページ等に掲載する可能性があります。公開に差し障りがある場合には、公開内容について事務局までご相談下さい。
- (3) 申込時において、既に助成対象活動が終了しており、助成申込書に記載した「申込活動事業収支」から変更がなく、かつ、領収書等を全て提出している場合には、「収支決算報告書」の提出は省略いただけます。
- (4) 好事例は個別に取材をさせて頂きたくもございますので、ご協力頂けますようお願いいたします。

11. その他注意事項

- (1) 助成金の採用内定を受けた後、活動計画等に重要な変更、中止をしようとする場合や助成金の受給を辞退しようとする場合には、速やかに文書にて本財団まで報告をしてください。
- (2) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人からの応募は受け付けられません。また、万が一助成金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、助成金を返還いただきます。
- (3) 以下の事項が発生した場合は、助成金の交付取り消しまたは返還を求めることがあります。
 - ① 申込書に記載された活動を実施しなかったとき
 - ② 助成金を支給目的に沿わない用途に使用したとき
 - ③ 申込内容に大幅な変更が生じたとき

- ④申込書の内容に虚偽の記載が判明したとき
- ⑤必要書類の提出を怠ったとき
- ⑥疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき
- ⑦助成対象者として適当でない事実があったとき
- ⑧前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

12. 個人情報の取扱いについて

助成申込書等にご記入いただきました個人情報は選考に際し選考委員等に提供するほか、選考結果の連絡に利用いたします。また、ご記入いただいた情報は助成事業のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

13. 応募先、お問い合わせ先

〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目4番8号 浜松町清和ビル4階

一般財団法人安藤ハザマひとづくり財団 事務局

Tel 03-6381-5100 Fax 03-6381-5101

Mail info@ad-hzm-zaidan.or.jp

受付時間 平日9時～16時（本財団休業日を除く）

以 上